

ひまわりアパートメント加入約款

ひまわりネットワーク株式会社(以下「当社」という。)、放送法、電気通信事業法およびその他の法令(以下「法」という。))の定めに基き、放送サービス、インターネット接続サービス(以下「本サービス」という。))を提供します。
第1条(用語の定義)

用語	用語の意味
1 電気通信設備	有線テレビジョン放送および、電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して、他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 デジタル放送サービス	当社と契約を締結し、その対価を支払った場合にのみ当社が貸与するデジタルホームターミナルを利用して、デジタル方式による番組を視聴できるようにするサービス
4 放送サービス	有線テレビジョン放送設備を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
5 電気通信回線	電気通信設備間回線
6 インターネット接続サービス	当社の提供する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される接続設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。))を使用して、主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルを利用した電気通信サービス
7 当社取扱局	電気通信設備を設置し、それにより本サービスを提供する当社の取扱局
8 当社事業者	本サービスに関する業務を行う当社の事業者
9 加入者	当社と加入契約を締結している者を「建物代表者をいう」
10 加入契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
11 利用者	当社と利用契約を締結している者(「入居者をいう」)
12 取扱局交換設備	本サービス取扱局に当社が設置する交換設備
13 引込設備	加入者及び利用者が本サービスを受信する為、デジタル放送サービス施設に接続された引込点(タップオフまたはクロージャ)から加入者施設に設置された保安器または棟内ノードまでの引込線及び機器
14 宅内設備	加入者及び利用者が本サービスを利用する為、加入者施設の保安器または棟内ノードの出力端子から受信機まで設置された宅内線、受信機
15 受信機	利用者宅内のテレビ受像機及びFM受信機
16 契約者回線	加入契約に基づいて、取扱局交換設備と契約の申込者の指定する場所との間に設置される電気通信回線
17 ケーブルモデム	当社契約者回線の終端に位置し、端末設備と第1種本サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備
18 デジタルホームターミナル	当社が貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続するコンバータ、録画機能や通信機能などを持ったデジタルホームターミナルも
19 C-CAS カード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、ICを組み込んだ当社が貸与するカード
20 B-CAS	株式会社ビエス・コンディショナルアクセスシステムズ略
21 B-CAS カード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、ICを組み込んだB-CASが貸与するカード
22 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、電気通信設備の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。))又は同一の建物内であるもの
23 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
24 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
25 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
26 インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、本邦外の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者
27 契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 相互接続点 (3) インターネット接続事業者との相互接続点 (4) その他当社が必要により設置する電気通信設備
28 ドメイン名	日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。))によって割当てられる組織を示す名称
29 IPアドレス	インターネットプロトコルとして定められている32bitのアドレス
30 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法の規定に基づき課税される地方消費税の額
31 加入者施設	保安器または棟内ノードの出力端子以降の施設で、当社が貸与した施設以外の施設
32 本施設	当社取扱局から保安器または棟内ノードまでの施設および当社が貸与した施設
33 当社施設	当社施設および加入者施設
34 ACAS チップ	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、現行のB-CAS方式及び4K放送に対応したチップ

第2条(サービスの提供区域)

当社は、行政区域、その地域の社会的経済的諸条件、本サービスの需要と供給の見込み等を考慮して本サービス区域(以下「サービス区域」という。))を設定します。

2 当社は、サービス区域を表示する図表を当社事業所において閲覧に供します。

第3条(本サービスの種目)

当社は、サービス区域において本サービスを提供するための当社施設により本サービスを提供するものとします。

本サービスの種目は、次のとおりとします。

- 1) 放送サービス
- 2) インターネット接続サービス

当社は、やむを得ぬ事情により放送内容等を含む本サービスの内容を変更または中止することがあります。

なお、当該変更又は中止について、当社は、加入者に対して事前に通知するものとし、これにより生じる損害や賠償には応じないものとします。

第4条(デジタルホームターミナル)

当社は、各世帯につきデジタルホームターミナルを当社より貸与を受けることができるものとします。

2 利用者は、前項のデジタルホームターミナルを1台目として2台以上のデジタルホームターミナルの利用を希望する場合、当社の定める利用料金、ならびに工費等を当社に支払うことにより貸与できるものとします。

3 加入者が、加入契約を解約または解除した場合、もしくは利用者が利用契約を解約または解除した場合、当該デジタルホームターミナルをすみやかに当社に返却するものとします。

4 加入者は、当社が必要に応じて行うデジタルホームターミナルのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

5 デジタルホームターミナルの通信機能の利用は、設備・技術的制約等で利用できない場合があることと同意し、その通信機能を利用する場合は、利用者の責任において行うものとします。

6 加入者が当社より貸与を受けデジタルホームターミナルについて故障が発生した場合には、当社は、その修理、交換およびその他の必要な措置を無償にて対応するものとします。ただし、利用者が故意または過失によりデジタルホームターミナルを破損または紛失した場合には、利用者は、当社のデジタルホームターミナル販売価格相当分を当社に支払うものとします。

また、当社が認める場合を除き、加入者及び利用者はデジタルホームターミナルの交換を請求することができないものとします。但し、当社が認める場合の交換であっても、交換手数料を申し受ける場合があります。

7 当社は、視聴状態の確認を行うために、第31条(個人情報)の規定を遵守した上で、利用者の使用するデジタルホームターミナルと、電気信号より通信を行うことができるものとします。

第5条(B-CASカードおよびC-CASカード)

デジタル放送サービスを受ける加入者及び利用者の個人情報、当社への加入申込及び利用申込時、B-CASへ登録されます。

また、個人情報の変更が生じた場合も当社からB-CASへ連絡いたします。ここで登録される個人情報とは、加入者及び利用者の氏名、生年月日、性別、住所及び電話番号を特定する情報となります。また、当社はB-CASとの間に「秘密保守契約」を結び、加入者及び利用者の保護をはかることとします。

2 B-CASカードに関する取扱いについては、B-CASの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

3 C-CASカードを必要とするデジタルホームターミナルを利用する加入者及び利用者は、C-CASカードを当社から貸与するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者及び利用者はC-CASカードの交換及び返却を請求できるものとします。

4 C-CASカードは当社に帰属し、当社の手配による以外のデータ追加、変更、改変を禁止し、それらが行われたことによる当社及び第3者に及ぼされた損害、利益損失については、加入者及び利用者の賠償するものとします。

5 利用者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、利用者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を当社に支払うものとします。

第6条(ケーブルモデム)

加入者は、各世帯につきケーブルモデムを当社より貸与を受けることができるものとします。

2 加入者が当社より貸与を受けケーブルモデムについて故障が発生した場合には、当社は、その修理、交換およびその他の必要な措置を無償にて対応するものとします。ただし、利用者が故意または過失によりケーブルモデムを破損または紛失した場合には、利用者は、当社のケーブルモデム販売価格相当分を当社に支払うものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者及び利用者はケーブルモデムの交換を請求することができないものとします。但し、当社が認める場合の交換であっても、交換手数料を申し受ける場合があります。

3 加入者は、当社が必要に応じて行うケーブルモデムのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

4 加入者が、加入契約または解除した場合、もしくは利用者が利用契約を解約または解除した場合、当該ケーブルモデムをすみやかに当社に返却するものとします。

第7条(利用に係る加入者の義務)

加入者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線路その他の物体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事由に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に契約者回線もしくは利用回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めない場合を除いて、当社が加入者に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めない場合を除いて、当社が契約に基づき設置した端末設備を介してインターネット接続サービスを第三者が利用できる状態としないこと。

(5) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様においてインターネット接続サービスを加しないこと。

(6) 電気通信設備、デジタルホームターミナル、C-CASカード、ケーブルモデム、ACASチップを善良な管理者の注意をもって管理し、当社の承諾がある場合を除き、移動、停止、取外し、変更、分解又は損壊をしないこと。

(7) 本サービスの利用にあたって次の行為(以下「禁止行為」という)を行わないこと。

- 1 他者もしくは当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 2 他者もしくは当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 3 他人を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- 4 猥褻・幼児虐待にあたる文書・図画・映像等の情報を提供する行為
- 5 他人になりまして各種サービスを加する行為
- 6 ウル等のある有害なコンピュータプログラム等を使用した情報は提供する行為
- 7 宛先が不特定または受信者の承諾を得ない広告、宣伝、勧誘等の電子メールを、一方的に送信する行為
- 8 本サービスにより加入する情報を改ざんした後に消去する行為
- 9 事実を反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為
- 10 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつくおそれのある行為
- 11 法令または各地方自治体が制定する条例に違反する行為又は違反するおそれのある行為
- 12 各番号のいずれかに該当する行為をしている他人の情報を提供または助長する行為
- 13 その他、当社が不適切と判断する行為
- 14 当社から貸与されているデジタルホームターミナル及びケーブルモデムを、加入者が他人に貸与、買入れ、譲渡する行為

- 15 加入者が直接、間接を問わず、デジタルホームターミナル及びケーブルモデムの本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変造、解析などを行う行為
- 16 加入契約の有効期間中にもよりその終了後であっても、また、対価の有無にかかわらず、加入者が当社の放送サービスを公に上映すること又はその複製物等を頒布する行為

2 加入者が1項の禁止行為を行った場合、その責任は当該加入者に帰属し、当社一切の責任を負わないものとします。

3 加入者が故意または過失により1項の禁止行為を行い、当社サービスの停止もしくは著しい支障を与えた場合、当該加入者は、当社が被った損害を賠償しなければなりません。

4 加入者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は損じたときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事に必要な費用を支払っていただきます。

5 当社は、加入者が違反したと認めた場合、本契約を解除し、デジタルホームターミナル及びケーブルモデムの返還請求が出来るものとします。この場合、加入者は当社からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。尚、当社は不正受信に損害賠償の請求が出来るものとします。また、期間を超過してデジタルホームターミナル及びケーブルモデムの返却がない場合は、これらの代金相額を請求出来るものとします。

6 当社は、加入者が加入契約書に記載した、また利用者が利用申込書に記載した以外の場所でデジタルホームターミナル及びケーブルモデムを接続してサービスの提供を受けることを不正利用として禁止します。また、当社は、加入者又は利用者が違反した場合、その状況に応じた利用料を相対額を請求できるものとします。

第8条(自営端末設備の接続)

加入者は、その契約者回線の技術基準に適合することによって指定認定機関(事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者)をいいます。以下同じとします。))の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その接続が別表1の技術基準に適合しないとき

(2) その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が別表1の技術基準に適合するかどうかの検査を行います。

4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

5 2 加入者は、工事担当者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担当者資格者証の交付を受けている者により自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

6 加入者が、その自営端末設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。

7 加入者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

第9条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者は、その自営端末設備の接続が別表1の技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めらるものとします。この場合、加入者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

3 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が別表1の技術基準に適合していると認められないときは、加入者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

第10条(当社の電気通信回線の接続)

加入者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合に掲げる事項について記載した当社所定の書面を当社事業局に提出していただきます。

(1) その接続に係る電気通信回線の名称

(2) その接続を行う場所

(3) その接続を行うために使用する電気通信設備の名称

(4) その他その接続の請求の内容を特定するための事項

第11条(自営電気通信設備の接続)

加入者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面により、請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その接続が別表1の技術基準に適合しないとき

(2) その接続により当社の電気通信回線の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項の規定に該当するときを除き、その接続が別表1の技術基準に適合するかどうかの検査を行います。

4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

5 2 加入者は、工事担当者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担当者資格者証の交付を受けている者により自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

6 加入者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。

7 加入者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

第12条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

当社は、契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については第9条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

第13条(他社回線の接続)

加入者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線(以下「他社回線」といいます。))との接続の請求をすることができます。この場合に掲げる事項について記載した当社所定の書面を当社事業局に提出していただきます。

(1) その接続に係る電気通信回線の名称

(2) その接続を行う場所

(3) その接続を行うために使用する電気通信設備の名称

(4) その他その接続の請求の内容を特定するための事項

2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られなかった場合を除き、その請求を承諾します。

第14条(加入者施設の維持管理)

加入者は、当社の電気通信設備に接続されている自営電気通信設備および自営端末設備を善良な管理者の注意を持って取扱い、加入者施設について維持管理責任を負うものとします。

2 当社は、加入者及び利用者に本施設に関する異常の通知を受けた場合、加入者施設の調査および修復の対応を行うものとする。なお、調査および修復に係る出張費、作業員費および機器材料費(以下「技術費」という。))は、無償とします。

3 次の各号のいずれかは、前項の定めに関わらず技術費を負担となるか、または当社として対応ができない事象があることを加入者が事前に承諾するものとします。

(1) 増設案などにより加入者施設に変更があった場合

(2) 原因となった箇所が保安器または棟内ノード出力端子以降の CATV 増幅器及び分岐・分配器を多く各テレビ端子等での修復

(3) 利用者のテレビ、パソコン等に起因する異常の場合

(4) 加入者及び利用者または第三者の故意または過失による障害

4 付随機能に提供されるメールアドレスには、弊社が実施するメンテナンス情報他、弊社からのお知らせを送信させていただきます。

第15条(利用の中止)

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することができます。

(1) 当社の電気通信設備の保守上、又は工務上やむを得ないとき

(2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

(3) 第19条(通信利用の制限等)の規定により通信利用を中止するとき

(4) 他の電気通信事業者の電気通信サービスに障害が生じ、インターネット接続サービスの提供が困難になったとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ加入者及び利用者へ通知します。但し、緊急事態やむを得ない場合はこの限りではありません。

第16条(利用の停止)

当社は、加入者及び利用者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することができます。

(1) 料金その他債務について、支払期日を超過してなお支払ないとき

(2) 第7条(利用に係る加入者の義務)の規定に違反したとき

(3) 当社が提供するサービスを直接又は間接に加する者の加入に対し重大な支障を与える態様において加入したとき

(4) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者の電気通信回線等を当社の承諾を得ずに接続したとき

(5) 第9条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)若しくは第12条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)若しくは事業法または事業法施行規則の規定に違反して当社の検査を受けたことを拒んだとき、又はその検査の結果、別表1の技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき

(6) 前各号のほか、この約款に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行、又は当社の電気通信設備に著しい支障を与えようとする恐れのある行為を行ったとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用の停止するときは、あらかじめ理由、利用の停止をする旨及び期間を加入者及び利用者へ通知します。ただし、加入者及び利用者が第7条禁止行為を行った場合または当社が該当すると判断した場合は、加入者及び利用者へ通知せずに利用を停止または情報の削除等の措置をとる場合があります。

第17条(サービスの終了)

社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充に伴い、会社はサービスの一部または全部を終了する場合があります。その場合は、終了の6ヶ月前までに加入者に通知いたします。

第18条(通信の条件)

契約者回線に係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。

2 利用回線に係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。

第19条 (通信利用の制限等)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な通信及び公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線以外のものによる通信の利用を制限する措置を採ることがあります。

機	関	名
気象機関		
水防機関		
消防機関		
災害救助機関		
警察機関		
防衛機関		
輸送の確保に直接関係のある機関		
通信の確保に直接関係のある機関		
電力の供給の確保に直接関係のある機関		
ガスの供給の確保に直接関係のある機関		
水道の供給の確保に直接関係のある機関		
選挙管理機関		
新聞社の機関		
放送事業者の機関		
通信社の機関		
預貯金業務を行う金融機関		
国又は地方公共団体の機関		

2 通信が著しくふくそうしたとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体の児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状態に置くことがあります。

4 当社は、前項の措置に伴い必要限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。

5 当社は、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

第20条 (故障)
加入者は、本サービスが利用できなくなったときには、当社に点検の請求をするものとします。
点検の結果、電気通信設備、デジタルホームターミナル、C-CASカード、ケーブルモデム、ACASチップに故障がある場合には、当社が当社の負担でその故障設備を修理します。宅内設備及び受信機に故障がある場合には、出張費用及びその設備の修理に要する費用は加入者の負担となります。

2 B-CASにより加入者に貸与されたB-CASカードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CASが定めた「B-CASカード使用許諾契約約款」に基づき、B-CASの責任において正常なカードとお取替えがなされます。

3 前項の規定にかかわらず、加入者の故意又は過失により、電気通信設備、引込設備、デジタルホームターミナル、C-CASカード、ケーブルモデムが滅失、破損した場合には、その設備の修理等に要する費用は加入者の負担となります。

第21条 (利用料金)
社会情勢の変化・提供するサービス内容の拡大に伴い、当社は利用料金の改定をすることがあります。その場合は改定月の1ヶ月前までに加入者に通知いたします。

第22条 (料金の支払い)
加入者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関において支払っていただきます。

加入者は、サービスの料金を、当社に承諾を得た上で、第三者に支払っていただくことができます。

第23条 (割増金)
加入者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第24条 (消費税相当額)の加算)
当社は、料金その他のお支払について、歴月に従って発生した料金等に、消費税相当額を加算して計算します。ただし、延滞金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

2 別表に記載してあります税抜額に基づき計算した合計額と、実際のご請求金額が異なる場合があります。

第25条 (繰上処理)
当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第26条 (契約終了時の処理)
当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、引込設備、デジタルホームターミナル、ケーブルモデム、C-CASカード及び「B-CASカード使用許諾契約約款」に基づきB-CASカードを撤去するものと、撤去に伴い加入者又は利用者が所有又は占有する家屋、敷地、構築物などの復旧を要する場合、その費用は加入者又は利用者が負担するものとします。また、引込設備、デジタルホームターミナル、ケーブルモデム、C-CASカード、B-CASカードの撤去に要する別途当社が定める費用は、加入者又は利用者の負担となります。

2 加入者は、解約又は解除により利用契約が終了する場合、終了の日までに発生した料金、その他の債務を加入契約の終了の日を支払うものとします。

3 当社は、解約又は解除により利用契約が終了する場合であっても、加入契約料金は返還しないものとします。

第27条 (修理又は復旧の順位)
当社は、当社の電気通信設備が故障または滅失した場合で、かつその一部または全部の修理および復旧をすることができない場合は、電気通信事業法施工規則第55条及び第56条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該規定に従った順序で電気通信設備を修理および復旧するものとします。

順	位	修	理	又	は	復	旧	す	る	電	気	通	信	設	備			
1		気象機関に設置されるもの		水防機関に設置されるもの		消防機関に設置されるもの		災害救助機関に設置されるもの		警察機関に設置されるもの		防衛機関に設置されるもの		輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの		通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの		電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2		ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの		水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの		選挙管理機関に設置されるもの		新聞社の機関に設置されるもの		放送事業者の機関に設置されるもの		通信社の機関に設置されるもの		預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの		国又は地方公共団体の機関に設置されるもの		(第1順位となるものを除きます)
3		第1位順位及び第2位順位に該当しないもの																

第28条 (修理又は復旧の場合の暫定措置)
当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその契約者回線を収容するインターネット接続サービス取扱局を変更することがあります。

第29条 (免責)
当社は、天災事変、放送衛星・通信衛星の機能停止および不可抗力等、当社の責めに帰すことのできない事由により本サービスが利用できなかったことに対して、その責任を負わないものとします。

2 加入者が本サービスまたは本サービスを介して他のサービスを利用することにより、第三者に損害を与えた場合または第三者から損害を受けた場合は、加入者は、当事者間でこれを解消し、当社に一切の迷惑を及ぼさないものとします。ただし、加入者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を受けた場合及びについてはこの限りではありません。

3 当社は、当社の提供する電気通信設備以外の機器については一切の保証は行いません。

4 当社は、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用は、負担しません。ただし、技術的条件（事業法の規定に基づき当社が定める本サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定または変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

5 当社は、当社の機器において、登録提供された情報、文章等が、当社の機器の所定の記憶容量を超過した場合、加入者及び利用者事前に通知なく当該情報、文章を削除することがあります。この場合当社は削除したことを、または削除しなかったことにより加入者及び利用者、または第三者に生じた損害について責任を負いません。

6 当社から送付するメンテナンス情報等を、加入者及び利用者の設定により受信されない場合であっても、通常その到達すべき時にその加入者及び利用者が通知内容を了知したものと取り扱うことに同意していただきます。

第30条 (機密保持)
加入者及び利用者及び当社は、契約の履行、および本サービスの提供に関し知り得た契約者及び当社の機密を第三者に漏らしてはなりません。

第31条 (個人情報)
当社は、加入者の個人情報を「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に基づいて適正に取扱うものとします。

2 当社は、加入者の個人情報を利用目的以外に利用しないものとし、加入者の同意なしに第三者に開示または提供しないものとします。

第32条 (加入者及び利用者からの契約者回線の設置場所の提供等)
契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その加入者、および利用者から提供していただきます。ただし、加入者、および利用者から要請があったときは、当社は、当社が別に定めるところにより、その利用回線及び端末設備の設置場所を提供することがあります。

2 加入者、および利用者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

第33条 (加入者、および利用者からの電気の提供)
当社が加入契約に基づき設置する本サービスに必要な電気は、加入者、および利用者から提供していただきます。また当社が加入契約に基づき設置する電気通信設備に伴い電気が必要な場合は加入者、および利用者から提供していただきます。

第34条 (承諾の限界)
当社は、加入者及び利用者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守す

ることが著しく困難である等当社の業務上支障がある時は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を請求した加入者及び利用者へ通知します。ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(書面交付)
第35条 当社は、放送法第147条第1項の有料放送の役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、放送法第150条の2第1項の書面（以下「契約書面」といいます。）を作成し、加入者に交付するものとします。

2 加入者の承諾があるときは、当社は、契約書面の交付に代えて、放送法第150条の2第2項に定める情報通信の技術を利用する電子交付の方法により前項の事項を加入者に提供することができるものとします。

(書面解除)
第36条 加入者は、契約書面を受領した日（有料放送の役務の提供が開始された日）が契約書面の受領日より遅い場合は当該開始日）から起算して8日を経過するまでの間、書面により有料放送の役務の提供契約を解除することができます（以下「書面解除」といいます）。ただし、法人契約等放送法で定める場合はこの限りではありません。

2 初期契約解除の効力は前項の書面を発送した時に生じます。

3 第1項の書面には、契約書面を受領した日（有料放送の役務の提供が開始された日）が契約書面の受領日より遅い場合は当該開始日）、当該契約の内容、加入者住所、加入者氏名、当該契約の解除を行うことを明記し、会社まで提出していただきます。郵送で行う場合は書留郵便にて送付していただきます。郵送の場合、該当書面の会社が受理したときに書面解除の効力が生じます。なお、当該書留郵便に付された消印日が第1項の期間を超過している場合、当社は当該書面を受理しません。

4 加入者は、書面解除をしたことにより、以下の料金等を除き、損害賠償責任は違約金その他金銭等を会社より請求されることはありません。

(1) 書面解除までの期間において加入者が提供を要する利用料金。
(2) 事務手数料3,000円（税込3,300円）
(3) 既に工事が実施された場合の引込線工事費5,000円（税込5,500円）

5 加入者が有料放送の役務の提供契約に付き書面解除を行った場合、当該契約に関して会社が受領している金銭等については、前項の利用料金等を控除した残金を加入者に返還するものとします。

6 会社が書面解除制度について、加入者に対して事実と異なることを告げたことにより、加入者が告げられた内容を事実であると誤認し書面解除を利用できなかった場合は、第1項の期間を経過した場合でも、改めて書面解除ができる旨を記載した書面を加入者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。この場合の解除の効果等については、書面契約解除と同様とします。

(サイバー攻撃への対応)
第35条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます。))に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（機構法の平成13年1月6日から施行の附則第8条第4項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法第116条の42第2項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。）のおそれへの対応を要する通知に基づき、その送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びその電気通信の通信日時から、その電気通信設備を接続するインターネット接続サービス利用契約者を確認し、注意喚起を行うことができます。

別表1 自営端末設備又は自営電気通信設備が適合すべき技術基準

区別	技術基準
本サービス	端末設備等規則（昭和60年郵政省令31号）で定める技術基準

別表2 インターネット接続事業者

株式会社コミュニティネットワークセンター

別表3 本サービスにおける基本的な技術事項

項目	規格
相互接続回路	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
	IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠
	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠
	IEEE802.11b 準拠
	IEEE802.11g 準拠
	IEEE802.11n 準拠

別表4 技術参考資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件
(1) 物理的条件
(2) 電氣的条件
(3) 論理的条件

附則
1 この約款は、2020年4月1日より施行します。
2 この約款は、2020年6月30日より施行します。

料金表

通則

- (料金表の適用)
- 本サービスのコース及び付加機能の内容並びにこれらに関する料金は、この料金表に規定します。又、工事に関する費用は当社が別に定めるところにより適用します。
(料金等の変更)
 - 当社は、本サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。
(料金等の臨時減免)
 - 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の当社事業所に指示する等の方法により、その旨を周知します。

(1)施設利用料

サービスプラン	施設利用料	サービス内容
ひまわりアパートメント TV(セレクトL)&NETプラン	4,000円/世帯 (税込 4,400円/世帯)	「セレクトLコース」「アパートステップアッププラン」を各1台無料、「レギュラーコース」「劇スポコース」「ハッピーコース」「アパートスタンダードプラン」「アパートプレミアムプラン」をオプションでお申込みが可能。デジタルホームターミナル、ケーブルモデムの取付け調整費各1台無料。
ひまわりアパートメント TV(セレクトL)&NETプラン	3,600円/世帯 (税込 3,960円/世帯)	「セレクトLコース」「アパートステップアッププラン」を各1台無料、「レギュラーコース」「劇スポコース」「ハッピーコース」「アパートスタンダードプラン」「アパートプレミアムプラン」をオプションでお申込みが可能。デジタルホームターミナル、ケーブルモデムの取付け調整費各1台無料。
ひまわりアパートメント TV&NETプラン	3,000円/世帯 (税込 3,300円/世帯)	「コミュニティコース」「アパートステップアッププラン」を各1台無料、「ライトコース」「レギュラーコース」「劇スポコース」「ハッピーコース」「アパートスタンダードプラン」「アパートプレミアムプラン」をオプションでお申込みが可能。デジタルホームターミナル、ケーブルモデムの取付け調整費各1台無料。
ひまわりアパートメント NETプラン	2,500円/世帯 (税込 2,750円/世帯)	「アパートステップアッププラン」を1台無料、「アパートスタンダードプラン」「アパートプレミアムプラン」をオプションで申し込み可能。ケーブルモデムの取付け調整費1台無料。
ひまわりアパートメント TVプラン	1,500円/世帯 (税込 1,650円/世帯)	「コミュニティコース」を1台無料、「ライトコース」「レギュラーコース」「劇スポコース」「ハッピーコース」をオプションで申込みが可能。デジタルホームターミナルの取付け調整費1台無料。
ひまわりアパートメント チョイスプラン	1,650円/世帯 (税込 1,815円/世帯)	「コミュニティコース」もしくは「アパートスタートプラン」を1台無料、「ライトコース」「レギュラーコース」「劇スポコース」「ハッピーコース」「アパートステップアッププラン」「アパートスタンダードプラン」「アパートプレミアムプラン」をオプションで申込みが可能。デジタルホームターミナルの取付け調整費もしくはケーブルモデムの取付け調整費どちらから1台初回申込み時のみ無料。利用者はデジタル放送サービスもしくはインターネット接続サービスを選択後、6ヶ月間はサービスの変更はできません。
ひまわりアパートメント Wi-Fiプラン	1,750円/世帯 (税込 1,925円/世帯)	「アパートプレミアムプラン」を1台無料。ケーブルモデムの取付け調整費1台無料。

(2)放送サービスの利用料金

利用料金	①デジタル放送サービス月額基本利用料金
	<p><TV&NET(セレクトL)プラン></p> <p>1) セレクトL 0円 デジタルホームターミナルの増設は、「レギュラー」「劇スポ」「ハッピー」のいずれかのお申込みが必要。 (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>2) ライト 643円 (税込 707円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます) ※上記デジタルペシクチャンネルは2013年11月末日を以って新規受付を終了しました。</p> <p>3) レギュラー 943円 (税込 1,037円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>4) 劇スポ 943円 (税込 1,037円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>5) ハッピー 1,743円 (税込 1,917円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>6) レギュラー+4Kスポーツ 1,543円 (税込 1,697円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4K放送対応S T B利用料金は含まれません)</p> <p>7) 劇スポ+4Kスポーツ 1,543円 (税込 1,697円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4K放送対応S T B利用料金は含まれません)</p> <p>8) ハッピー+4Kスポーツ 2,343円 (税込 2,577円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4K放送対応S T B利用料金は含まれません)</p> <p><TV&NET(セレクト)プラン></p> <p>1) セレクト 0円 デジタルホームターミナルの増設は、「レギュラー」「劇スポ」「ハッピー」のいずれかのお申込みが必要。 (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>2) ライト 1,043円 (税込 1,147円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます) ※上記デジタルペシクチャンネルは2013年11月末日を以って新規受付を終了しました。</p> <p>3) レギュラー 1,343円 (税込 1,477円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>4) 劇スポ 1,343円 (税込 1,477円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>5) ハッピー 2,143円 (税込 2,357円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>6) レギュラー+4Kスポーツ 1,943円 (税込 2,137円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4K放送対応S T B利用料金は含まれません)</p> <p>7) 劇スポ+4Kスポーツ 1,943円 (税込 2,137円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4K放送対応S T B利用料金は含まれません)</p> <p>8) ハッピー+4Kスポーツ 2,743円 (税込 3,017円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4K放送対応S T B利用料金は含まれません)</p> <p><TV&NETプラン、TVプラン></p> <p>1) コミュニティ 0円 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>2) ライト 1,643円 (税込 1,807円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます) ※上記デジタルペシクチャンネルは2013年11月末日を以って新規受付を終了しました。</p> <p>3) レギュラー 1,943円 (税込 2,137円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>4) 劇スポ 1,943円 (税込 2,137円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>5) ハッピー 2,743円 (税込 3,017円) 2台目以降500円/台(税込 550円)</p>

(上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)

- レギュラー+4Kスポーツ 2,543円 (税込 2,797円)
(上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4K放送対応S T B利用料金は含まれません)
- 劇スポ+4Kスポーツ 2,543円 (税込 2,797円)
(上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4K放送対応S T B利用料金は含まれません)
- ハッピー+4Kスポーツ 3,343円 (税込 3,677円)
(上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4K放送対応S T B利用料金は含まれません)

<チョイスプラン(TVチョイス)>

- コミュニティ 0円 2台目以降500円/台(税込 550円)
(上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)
 - ライト 1,493円 (税込 1,642円)
(上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)
※上記デジタルペシクチャンネルは2013年11月末日を以って新規受付を終了しました。
 - レギュラー 1,793円 (税込 1,972円) 2台目以降500円/台(税込 550円)
(上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)
 - 劇スポ 1,793円 (税込 1,972円) 2台目以降500円/台(税込 550円)
(上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)
 - ハッピー 2,593円 (税込 2,852円) 2台目以降500円/台(税込 550円)
(上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)
 - レギュラー+4Kスポーツ 2,393円 (税込 2,632円)
(上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4K放送対応S T B利用料金は含まれません)
 - 劇スポ+4Kスポーツ 2,393円 (税込 2,632円)
(上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4K放送対応S T B利用料金は含まれません)
 - ハッピー+4Kスポーツ 3,193円 (税込 3,512円)
(上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4K放送対応S T B利用料金は含まれません)
- ②デジタルホームターミナル2台目以降追加月額利用料金
デジタルホームターミナル1台につき 500円 (税込 550円)
- ③乗録月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 900円 (税込 990円)
- ④ブルーレイ搭載乗録月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 2,000円 (税込 2,200円)
- ⑤新4K放送対応S T B月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 400円 (税込 440円)
- ⑥新4K放送対応乗録月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 1,300円 (税込 1,430円)

⑦デジタルベイチャンネル月額利用料金

- スターチャンネル1 1台につき 2,300円 (税込 2,530円)
スターチャンネル2
スターチャンネル3
- グリーンチャンネルHD 1台につき 1,200円 (税込 1,320円)
グリーンチャンネル2HD
- 衛星劇場 HD 1台につき 1,800円 (税込 1,980円)
- 東映チャンネル HD 1台につき 1,500円 (税込 1,650円)
- フジテレビONE 1台につき 1,000円 (税込 1,100円)
フジテレビTWO 1,000円 (税込 1,100円)
※上記デジタルベイチャンネルは2010年3月末日を以って新規申込受付を終了しました。
- フジテレビONE 360°パースペクティブ 1台につき 1,500円 (税込 1,650円)
フジテレビNEXT ライブ・プレミアム
- レジャーチャンネル 1台につき 900円 (税込 990円)
- SPEEDチャンネル 1台につき 900円 (税込 990円)
- J sports 1,2,3,4 HD 1台につき 2,286円 (税込 2,514円)
- J sports 4 HD 1台につき 1,300円 (税込 1,430円)
- 7チャンネル1 ドラマ・パステイティブ 1台につき 600円 (税込 660円)
- V☆パラダイス 1台につき 700円 (税込 770円)
- V☆パラダイス HD 1台につき 900円 (税込 990円)
※上記デジタルベイチャンネルのご視聴には、AGCS対応セットトップボックス(新4K放送対応S T B及び新4K放送対応乗録)のご利用が別途必要です。
- パラダイスステレビ 1台につき 2,000円 (税込 2,200円)
- レインボーチャンネル 1台につき 2,300円 (税込 2,530円)
- パラダイス+レインボー 1台につき 2,690円 (税込 2,959円)
- KNTV HD 1台につき 2,500円 (税込 2,750円)
- 日本映画専門チャンネル HD 1台につき 700円 (税込 770円)
- アニマックスHD 1台につき 739円 (税込 812円)
- フジテレビNEXT ライブ・プレミアム 1台につき 1,200円 (税込 1,320円)
- 時代劇専門チャンネルHD 1台につき 700円 (税込 770円)
- ディズニープラスチャンネル HD 1台につき 791円 (税込 870円)
- Mnet HD 1台につき 2,300円 (税込 2,530円)

24) 日テレJチャンネル HD	デジタル放送 1台につき 900円 (税込 990円)
25) 日経 CNBC	デジタル放送 1台につき 900円 (税込 990円)
26) タカラヅカ・スカイ・ステージ	デジタル放送 1台につき 2,700円 (税込 2,970円)
※上記デジタルチャンネルのご視聴には、ACAS対応セットトップボックス (新4K放送対応S T B及び新4K放送対応番組) のご利用が別途必要です。	
27) AT-X	デジタル放送 1台につき 1,800円 (税込 1,980円)
※上記デジタルチャンネルのご視聴には、ACAS対応セットトップボックス (新4K放送対応S T B及び新4K放送対応番組) のご利用が別途必要です。	
⑤IP-VOD利用料金	
1) 月額基本料金	デジタル放送 1台につき 239円 (税込 262円)
2) ビデオコンテンツ視聴料金	ビデオコンテンツ毎に料金設定あり

(6) 貸与機器価格相当分

デジタルホームターミナル価格相当分	①録画機能を持たないデジタルホームターミナル 24,000円/台 (税込 26,400円/台) ②録画機能付きデジタルホームターミナル 48,000円/台 (税込 52,800円/台) ③再生機能及び録画機能付きデジタルホームターミナル 72,000円/台 (税込 79,200円/台) ④録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル 44,000円/台 (税込 48,400円/台) ⑤録画機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル 57,000円/台 (税込 62,700円/台)
C-CASカード価格相当分	C-CASカード 3,000円/枚 (税込 3,300円/枚)
ケーブルモデム価格相当分	ケーブルモデム 25,000円/台 (税込 27,500円/台)

*ご注意

- ① デジタル放送サービス基本利用料金には、録画利用料金、デジタルチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWOWの有料放送サービス利用料金、NHK地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。
② デジタル放送サービス基本利用料金 (コミュニティ以外) には、チャンネルガイドひまわりの購読料を含みます。
③ 加入契約料、利用料金、工事費は、加入促進の為に引き下ろすことがあります。

(3) インターネット接続サービス利用料

＜TV&NET(セレクトL)プラン、TV&NET(セレクト)プラン、TV&NETプラン、NETプラン＞

コース名	単位	料金額 (月額)
アパートプレミアムプラン (200Mbps)	1回線ごとに	2,072円 (税込 2,279円) メールアドレス標準提供数 11個
アパートスタンダードプラン (110Mbps)	1回線ごとに	929円 (税込 1,021円) メールアドレス標準提供数 6個
アパートステップアッププラン (33Mbps)	1回線ごとに	0円 メールアドレス標準提供数 1個

＜チョイスプラン (NET チョイス)＞

コース名	単位	料金額 (月額)
アパートプレミアムプラン (200Mbps)	1回線ごとに	2,922円 (税込 3,214円) メールアドレス標準提供数 11個
アパートスタンダードプラン (110Mbps)	1回線ごとに	1,779円 (税込 1,956円) メールアドレス標準提供数 6個
アパートステップアッププラン (33Mbps)	1回線ごとに	850円 (税込 935円) メールアドレス標準提供数 1個
アパートスタープラン (10Mbps)	1回線ごとに	0円 メールアドレス標準提供数 1個

＜Wi-Fiプラン＞

コース名	単位	料金額 (月額)
アパートプレミアムプラン (200Mbps)	1回線ごとに	0円 メールアドレス標準提供数 11個

(4) 付加機能

区分	内容
メールアドレス追加サービス	利用者がコース毎の標準提供数を超えるメールアドレスを希望する場合に適用します。
グローバルDHCPサービス	当社のDHCPサーバーより動的に配布するグローバルIPアドレスにより、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
固定グローバルIPサービス	当社があらかじめ指定したグローバルIPアドレスにより、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
コンテンツフィルターサービス	有害なホームページの閲覧を制限する機能を持ったアプリケーションを利用者のパソコンにインストールし、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
ウイルスチェック・迷惑メール対策サービス	電子メールに添付されるウイルスの駆除・迷惑電子メールを制限する機能を利用する場合に適用します。
セキュリティソフト (Aitainet ウイルスバスター 月額版サービス)	ウイルス駆除を含みインターネット上の様々な危険からパソコンを守る機能を持ったアプリケーションを利用者のパソコンにインストールし、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
セキュリティソフト (マカフィー® セキュリティ サービス)	ウイルス駆除を含みインターネット上の様々な危険からパソコンを守る機能を持ったアプリケーションを利用者のパソコンにインストールし、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
LAN接続サービス	当社があらかじめ指定したグローバルIPアドレス群により、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
AitainetドメインサービスM	利用者があらかじめ指定した仮想ドメイン名 (あらかじめ利用者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。) に対して送られた電子メールを、当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び配信を行う機能をいいます。
AitainetドメインサービスW/M	利用者があらかじめ指定した仮想ドメイン名 (あらかじめ利用者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。) により、情報ページを使用して当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行う機能をいいます。また、仮想ドメイン名に対して送られた電子メールを、当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び配信を行う機能をいいます。
マネージドVPNサービス	当社のVPNサービスエリア内において、契約者が指定する拠点間をVPN接続する場合に適用します。
Hulu サービス	定額動画配信サービス「Hulu サービス」を適用します。 ※別途HJホールディングス社の定める利用規約 (以下「HJホールディングス社規約」といいます。) への同意が必要です。また、利用料金の発生日は当社インターネット接続サービスと異なります。
Netflix サービス	定額動画配信サービス「Netflix サービス」を適用します。 ※別途Netflix株式会社の定める利用規約 (以下「Netflix社規約」といいます。) への同意が必要です。また、利用料金の発生日は当社インターネット接続サービスと異なります。
DAZN サービス	定額動画配信サービス「DAZN サービス」を適用します。 ※DAZN Limited社の定める利用規約 (以下「DAZN社規約」といいます。) への同意が必要です。また、利用料金の発生日は当社インターネット接続サービスと異なります。

(5) 付加機能使用料

種類	単位	料金額 (月額)
メールアドレス追加サービス料金	コース毎の標準提供数まで コース毎の標準提供数を超え1のメールアドレス毎に (標準と併せ最大50のメールアドレス)	基本利用料を含む 500円 (税込 550円)
グローバルDHCPサービス料金 *アパートプレミアムプランには含まれています	1の契約者回線毎に (付与数 11P)	500円 (税込 550円)
固定グローバルIPサービス	1の固定グローバルIPアドレス毎に	3,500円 (税込 3,850円)
コンテンツフィルターサービス	1の契約毎に	300円 (税込 330円)
ウイルスチェック・迷惑メール対策サービス	1のメールアドレス毎に	基本利用料を含む
セキュリティソフト (Aitainet ウイルスバスター 月額版サービス)	1の契約毎に (別途利用規約にある台数まで)	419円 (税込 460円)
セキュリティソフト (マカフィー® セキュリティ サービス)	1の契約毎に (別途利用規約にある台数まで)	350円 (税込 385円)
LAN接続サービス	1の契約者回線毎に	26,000円 (税込 28,600円)
AitainetドメインサービスM	10のメールアドレス及び100MBまで	1,500円 (税込 1,650円)
AitainetドメインサービスW/M	情報ページの公開 及び 10のメールアドレス併せて200MBまで	2,000円 (税込 2,200円)
Aitainetドメインサービス 共通	10のメールアドレスを超え10のメールアドレス毎に (最大100のメールアドレス)	1,500円 (税込 1,650円)
	基本容量を超え100MB毎に (最大5GB) 共用SSLオプション	1,000円 (税込 1,100円) 510円 (税込 561円)
マネージドVPNサービス	1のVPN装置台数毎に	1,400円 (税込 1,540円)
Huluサービス	1の契約毎に	933円 (税込 1,026円)
Netflixサービス ベーシックプラン	1の契約毎に	800円 (税込 880円)
Netflixサービス スタンダードプラン	1の契約毎に	1,200円 (税込 1,320円)
Netflixサービス プレミアムプラン	1の契約毎に	1,800円 (税込 1,980円)
DAZNサービス	1の契約毎に	1,750円 (税込 1,925円)